

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6. 3. 1	R6. 4. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小池百合子都知事及び特別秘書、都職員が、小池知事就任以降、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所との面談記録、対面や文書で要望を受けた事項、メール等でのやり取り、その他、知事等のブリーフィング資料、会議等議事要旨記録票、など関係文書一式。</li> <li>・なお上記については、政策企画局、スタートアップ・国際金融都市戦略室、デジタルサービス局、産業労働局、教育庁に関するもの。</li> </ul>	110	1	1													<p>(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当するため</p> <p>(7条4号) 公にすることにより法人の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、不特定多数からの連絡による業務支障のおそれがあるため</p>	デジタルサービス局デジタルサービス推進部 デジタルサービス推進課